



岩手労働局発表
平成 29 年 5 月 2 日 (火)

照 会 先	職業安定部	
	職業対策課長	鎌滝 一郎
	地方障害者雇用担当官	山形 伸一
		(電 話) 019-604-3005 (F A X) 019-604-1533

医療機関とハローワークとの連携による就労支援モデル事業 を実施します

～精神障害の方に対する就労支援です～

岩手労働局では、平成 29 年 4 月からハローワーク盛岡（盛岡公共職業安定所）とハローワーク盛岡管内にある 4 つの医療機関が協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施することとなりましたのでお知らせします。

【協定を締結する医療機関】（順不同 敬称略）

盛岡市立病院

社会医療法人 智徳会 未来の風せいわ病院

社団医療法人 法成会 平和台病院

もりおか心のクリニック

モデル事業の実施内容

医療機関で就労が可能と判断され、就職を希望している障害者に対し、医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを結成し、就職から職場定着まで一貫して次のような支援を実施します。

医療機関は精神保健福祉士や臨床心理士などが、ハローワークは就職促進指導官や就職支援コーディネーター、精神障害者雇用トータルサポーターなどが担当します。

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業ガイダンス（履歴書の書き方、模擬面接等）、職業訓練あっせん等
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

(参 考)

モデル事業実施の趣旨・目的

平成 30 年 4 月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象へと追加されることを踏まえて、精神障害者の就労支援施策を充実・強化することが求められており、精神障害者の雇用促進のためには、医療機関と連携した就職や職場定着に関する支援（就労支援）が重要となっています。このモデル事業は、平成 28 年度から全国 22 労働局で実施、平成 29 年度は全国 38 労働局で実施するものです。